

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県収入証紙規則の一部改正
地方事務所長事務委任等に関する規則の一部改正
- ◇訓令 鳥取県職員研修規程の一部改正
肥料の登録
- ◇告示 国民健康保険条例等の認可
国民健康保険診療報酬単価の認可
各種学校の設置等の認可
豚コレラ等の予防注射
農地等の交換分合計画の認可
鳥取県自治研修所規程
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
米子図書館の分館設置
- ◇人委規則 職員の特種勤務手当の支給に関する規則
鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部改正

規則

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年四月六日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第二十号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中三の（十八）次に次のように加える。

（十九） 狂犬病予防法施行細則第一条に基づく狂犬病予防

注射手数料

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

地方事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する

規則をここに公布する。

昭和三十一年四月六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第二十一号

地方事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

地方事務所長事務委任等に関する規則（昭和二十八年五月鳥取県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。
第三条及び第五条中「米子市の区域」を「米子市及び境港市の区域」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年四月一日から適用する。

訓 令

鳥取県訓令第四号

庁 中 一 般

各 附 属 機 関
各 出 先 機 関

鳥取県職員研修規程（昭和二十七年六月鳥取県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

昭和三十一年四月六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

第二条を次のように改める。

（研修の種類）

第二条 研修の種類は、職場研修及び職場外研修とする。

第二条の次に次の二条を加える。

（職場研修）

第二条の二 職場研修は、職員の所属する職場で、常時実施するものとする。

（職場外研修）

第二条の三 職場外研修は、一般研修及び委託研修とする。

2 一般研修は、次の五部に分けて行う。

第一部 新規採用職員に対して行う研修

2 第二部 吏員以外の職員に対して行う研修

3 第三部 吏員に対して行う研修

4 第四部 監督者に対して行う研修

5 第五部 専門的技術及び特定の事項について行う研修
3 委託研修は、高度な教養、知識及び技能等を修得する目的をもつて、学校若しくは、官公庁等へ派遣して行う。

第三条を次のように改める。

（研修の実施者又は機関）

第三条 職場研修は、職務に直接関係ある監督者等によつて行うものとする。

2 職場外研修（委託研修を除く。）は、鳥取県自治研修所（以下「研修所」という。）が行うものとする。

但し第五部研修については、必要に応じて、研修内容に直接関係ある課及び所において行うことができる。

第十条中「人事課」を「研修所」に、「人事課長」を「研修所長」に改める。

第十一条を次のように改める。

（雑則）

第十一条 第二条の二に規定する職場研修については、第五条から第十条までの規定は適用しない。

2 第二条の三第三項に規定する委託研修については、第三条から第五条まで及び第八条から第十条までの規定は適用しない。

附 則

この訓令は、昭和三十一年四月六日から施行する。

告 示

鳥取県告示第百三十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条の規定により次の肥料を登録した。

昭和三十一年四月六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号	肥料の名称	保証成分量パーセント	住 所	生 産 業 者 氏 名
鳥取県 第二二八号	中山水稻配合一号	窒素全量 七、八〇 内アンモニア性窒素 一、〇〇 磷酸全量 五、一〇 内水溶性磷酸 〇、六〇 内拘溶性磷酸 〇、〇〇 加里全量 八、八〇 内水溶性加里 〇、〇〇	東伯郡中山村字 下甲二九〇	中山農業協同組合 組合長 前野 茂樹
鳥取県 第二二九号	中山水稻配合二号	窒素全量 七、五〇 内アンモニア性窒素 一、〇〇 磷酸全量 四、八〇 内水溶性磷酸 〇、五〇 内拘溶性磷酸 〇、〇〇 加里全量 五、六〇 内水溶性加里 〇、九〇	伯南町国民健康保険条例 多里村国民健康保険直管 多里村国民健康保険直管 診療所設置条例 多里村国民健康保険直管 診療所使用料及び手数料 条例	昭和三十一年 一月一日 昭和三十年 十二月一日

鳥取県告示第百三十八号

国民健康保険を行う次の町村に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八條ノ十三第二項の規定に基き条例の制定を次のとおり認可した。

昭和三十一年四月六日
鳥取県知事 遠 藤 茂

国民健康保険
を行う町村
認可 条 例
認可年月日

日野郡伯南町 伯南町国民健康保険条例 昭和三十一年一月一日

多里村 多里村国民健康保険直管 昭和三十年十二月一日

多里村国民健康保険直管
診療所設置条例
多里村国民健康保険直管
診療所使用料及び手数料
条例

鳥取県告示第百三十九号	鳥取県告示第百四十号	鳥取県告示第百四十一号
国民健康保険を行う次の村に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八條ノ六の規定に基き国民健康保険診療報酬一点単価を次のとおり認可した。 昭和三十一年四月六日 鳥取県知事 遠 藤 茂	国民健康保険 診療報酬一定単価 認可年月日 を行う村 日野郡福栄村 十一円五十銭 昭和三十年十二月一日 鳥取県告示第百四十号 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三条において準用する、同法第四条の規定により私立各種学校の設置、ならびに設置者の変更を次のように認可した。 昭和三十一年四月六日 鳥取県知事 遠 藤 茂	設置することを認可した各種学校 名 称 所 在 地 設置者 認可年月日 上田洋裁 八頭郡郡家町大字郡家二四三 上田敏子 昭和三十一年四月一日 設置者の変更を認可した各種学校 名 称 所 在 地 設置者 認可年月日 水田服装 米子市錦町二丁目二二番地 水田系子 昭和三十一年四月一日 鳥取県告示第百四十一号 次のように気腫そ及び豚コレラ予防注射を実施するから家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六條の規定により牛、豚の所有者に対して予防注射を行うことを命ずる。 昭和三十一年四月六日 鳥取県知事 遠 藤 茂 一 実施の目的 気腫そ及び豚コレラ予防のため 二 実施の区域 別表のとおり

多里村国民健康保険条例 昭和三十年八月一日

鳥取県告示第百三十九号

国民健康保険を行う次の村に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八條ノ六の規定に基き国民健康保険診療報酬一点単価を次のとおり認可した。
昭和三十一年四月六日
鳥取県知事 遠 藤 茂

国民健康保険 診療報酬一定単価 認可年月日
を行う村
日野郡福栄村 十一円五十銭 昭和三十年十二月一日

鳥取県告示第百四十号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三条において準用する、同法第四条の規定により私立各種学校の設置、ならびに設置者の変更を次のように認可した。
昭和三十一年四月六日
鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第百四十一号

次のように気腫そ及び豚コレラ予防注射を実施するから家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六條の規定により牛、豚の所有者に対して予防注射を行うことを命ずる。
昭和三十一年四月六日
鳥取県知事 遠 藤 茂

一 実施の目的 気腫そ及び豚コレラ予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

気腫を予防注射 牛、但し生後三箇月以内及び分娩前一箇月、分娩後十日以内のものを除く

豚コレラ予防注射 豚、但し生後四十日、分娩前一箇月及び分娩後十日以内のものを除く

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、注射の別及びその方法
気腫を予防液皮下注射
豚コレラ予防液皮下注射

別表

気腫を予防注射	実施月日	実施区域	実施場所
	四月 十日	日野郡旧山上村	同上
	" 十一日	旧日野上村	"
	" 十二日	旧大宮村	"

豚コレラ予防注射	実施月日	実施区域	実施場所
	四月 十日	東伯郡由良町	同上
	" 十一日	旧赤碓町	"
	" 十三日	旧大誠村	"
	" 十六日	旧長瀬村	"
	" 十七日	旧橋津村	"
	" 十八日	旧下中山村	"
	" 十八日	旧浅津村	"
	" 十三日	旧阿毘縁村	"
	" 十四日	多里村	"
	" 十六日	福栄村	"
	" 十七日	石見村	"
	" 十八日	黒坂町	"
	" 十九日	"	"
	" 二十日	旧日野村	"
	" 二十一日	旧根雨町	"

"	"	旧上中山村	"
"	" 十九日	旧宇野村	"
"	" 二十日	旧安田村	"
"	" 二十日	旧成美村	"
"	" 二十一日	東郷町	"
"	" 二十三日	泊村	"
"	" 二十四日	旧八橋町	"
"	" 二十五日	旧上井町	"
"	" 二十六日	旧下北条町	"
"	" 二十六日	旧西郷村	"
"	" 二十六日	旧高城村	"
"	" 二十六日	旧北谷村	"
"	" 二十七日	旧中北条村	"
"	" 二十七日	旧浦安町	"
"	" 二十八日	旧上北条村	"
"	" 二十八日	三朝町	"

鳥取県告示第百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十八条第七項の規定により東伯郡関金町農業委員会外二農業委員会から申請のあつた農地等の交換分合計画を次のように認可した。

昭和三十一年四月六日

鳥取県知事 遠 藤

茂

農業委員会名	申請年月日	認可年月日
東伯郡関金町農業委員会	昭和三十一年三月十日	昭和三十一年三月二十八日
西伯郡名和町	"	"

” 西伯町 ”

鳥取県告示第四百十三号

鳥取県自治研修所規程を次のように定める。

昭和三十一年四月六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県自治研修所規程

第一章 総 則

(この規程の目的)

第一条 この規程は、鳥取県自治研修所(以下「研修所」という。)の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(研修の区分)

第二条 研修所において行う研修は、県職員の研修及び市町村職員の研修とする。

2 研修所長(以下「所長」という。)が必要と認めるときは、県職員の研修と、市町村職員の研修とをあわせて行うことができる。

第二章 県職員の研修

(知事の事務部局の職員の研修)

第三条 知事の事務部局の職員の研修は、この規程の定めるものの外鳥取県職員研修規程(昭和二十七年六月鳥取県訓令第十四号。以下「研修規程」という。)の定めるところによる。

(知事の事務部局以外の機関に属する職員の研修)

第四条 知事以外の任命権者から、その所属職員の研修の委託を受けた場合における研修の種類及び方法は、知事の事務部局の職員の研修の例による。

第三章 市町村職員の研修

(研修目的及び区分)

第五条 市町村職員の研修は、市町村職員が、その職務を遂行するに当つて、必要な教養、服務態度、知識及び技能等の基礎的事項を修得することを目的とし、次の五部に分けて行うものとする。

第一部 新規採用職員に対して行う研修

第二部 吏員以外の職員に対して行う研修

第四章 研修計画、修了証書等

(研修計画の通知)

第九条 所長は、研修計画確定後、その種類、内容、時間及び研修生の資格等を県の各任命権者及び市町村長に通知しなければならない。

(入所)

第十条 第六条及び研修規程第五条の規定によつて所属長又は市町村長が研修生を推薦するときは、推薦書(様式第一号)を所定の期日までに所長に提出しなければならない。

2 所長は、選考の上入所を決定した者には、すみやかに通知書(様式第二号)を交付するとともに、入所できない者については、その事情をそれぞれの所属長又は市町村長に通知するものとする。

(研修生)

第十一条 研修生は、研修所における研修期間中は、所長の監督に服さなければならない。

2 研修生は、研修所における研修期間中において、欠

第三部 吏員に対して行う研修

第四部 監督者に対して行う研修

第五部 専門的技能又は特定の事項について行う研修

(研修生)

第六条 研修を受ける者(以下「研修生」という。)は、市町村長の推薦した者のうちから所長が選考の上決定する。

2 研修生の資格、推薦方法及び人員等については、その都度所長が定める。

3 研修生は研修所の諸規程を守り研修に専念しなければならない。

(研修の評価)

第七条 研修が修了した場合において所長が必要と認められた場合は、研修効果の測定を行うものとする。

(研修結果の通知)

第八条 所長は、研修終了後、研修生の出欠状況及び研修成績等必要な事項を、研修生の所属している市町村長に通知するものとする。

席、遅刻又は早退しようとするときは、その理由を附して所長に届け出なければならない。

(修了証書)

第十二条 所長は、修了証書(様式第三号)を授与することを適当と認める研修の修了者に対して次の基準により、これを授与することができる。

- 一 研修生の受講日数及び受講時間数がそれぞれ所定の三分の二以上であること。
- 二 研修効果の測定における研修生の成績が、所長の適当と認める基準以上であること。

(状況報告)

第十三条 所長は、研修生が次の各号の一に該当する場合には、第八条及び研修規程第八条の規定により、研修結果を通知する際あわせてその状況を通知しなければならない。

- 一 規律をみだし、改し、ゆんの見込のない場合
- 二 その他特別の事情があると認められた場合

(記録)

第十四条 所長は、研修実施記録(様式第四号)を作成して、これを保管しなければならない。

(物品の貸与等)

第十五条 研修生には研修の期間中参考図書等を貸与することができる。

2 研修生で、参考図書の貸与を受けようとするときは、図書貸与簿(様式第五号)に申し込まなければならない。

3 研修生は、研修所の施設、備品及び貸与品を大切に取り扱い、これを破損又は紛失した場合にはただちに所長に届け出なければならない。この場合破損又は紛失した者に故意又は重大な過失があると認める場合には、その損害の全部若しくは、一部の賠償を命ずることができる。

第五章 宿 泊

(宿泊)

第十六条 研修生は、所長の許可を受けて、研修所に宿泊することができる。

2 研修生で、研修所に宿泊を希望する者は、宿泊願(様式第六号)を提出して、所長の許可を受けなければならない。

(宿泊施設)

第十七条 宿泊施設には、所長が職員の中から指定した管理人及び宿泊者の互選による宿泊責任者を置くものとする。

2 管理人は、所長の命を受けて宿泊施設に関する一切の事項をつかさどり、宿泊責任者は、宿泊者を代表して管理人と密接な連絡を保ち、宿泊の自治的運営に努めなければならない。

3 宿泊責任者は、宿泊日誌(様式第七号)を記録し、毎日管理人を経て、所長の閲覧を受けなければならない。

(宿泊者の心得)

第十八条 宿泊者は、宿泊施設内において、常に自治の精神に則つて行動するよう心掛けなければならない。

2 宿泊者は、火災及び盗難に留意し、消灯時限後は、

火気を使用してはならない。

3 宿泊者は、常に健康保持に留意し、身体、着衣、寝具及び施設内の清潔整頓につとめなければならない。

4 宿泊者で、外泊しようとする者は、宿泊責任者を通じて管理人の許可を得なければならない。

5 宿泊者が外出するとき又は帰所した場合には、宿泊責任者に届出又は報告しなければならない。

(臨時宿泊者)

第十九条 第十六条の規定に基いて許可された研修生以外のものでもあつても、特別の事情のある研修生は、管理人の許可を受けて一時的に宿泊施設に宿泊することができるものとする。

2 前項の規定により、一時的に宿泊を許可された者は、前条の規定を守らなければならない。

第六章 雑 則

(その他必要な事項)

第二十条 この規程に定めるもののほか、研修所の運営に關し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和三十年十二月一日から適用する。

(様式第一号)

受 第 号

昭和 年 月 日

所 属 長 氏

名

鳥取県自治研修所長 氏 名 殿

研修生の推薦について(報告)

左記職員を貴所第 部研修生として推薦します。

記

推薦 所 属 課 順 位 (係)	職 名	氏 名	年 令	最 終 学 歴 (卒 業 年 月)	公 務 員 と 給 料 内 容 に 関 する 勤 務 年 数 (号)
------------------------------------	--------	--------	--------	--	---

備考 特記事項について記入する。

(様式第二号)

発 自 研 第 号

昭和 年 月 日

鳥取県自治研修所長 氏 名

所 属 長 氏 名 殿

研修生の決定について(回答)

さきに推薦された第 部研修の研修生の入所を別紙のとおり決定しましたので別途通知済の「研修実施要項」を周知させるようお願いいたします。

(様式第三号)

第 号

修 了 証 書

所 属 所 職 氏 名

鳥取県自治研修所長 氏 名 殿

昭和 年 月 日

鳥 取 県 知 事 氏 名

鳥取県自治研修所長 氏 名 殿

(様式第四号) 1

果 市 町 村	研 修 実 施 記 録	第 号
研 修 の 種 類		
研 修 時 間		
研 修 場 所		
研 修 人 員		
研 修 の 方 法		
講 師	職 氏 名	担 当 内 容 時 間
研 修 の 内 容		
定 反 効 果 の 測 定		

(様式第四号) 2

研 修 生 名 簿	第 号					
所 属	職 名	氏 名	欠 席 時 間	成 績	順 位	備 考

宿泊日誌

(様式第七号)

所長	次長	管理人	宿泊責任者
昭和 年 月 日		曜日	天候
研修の種類		県市町村等 部研修	
宿泊者氏名	(臨時宿泊者)		
外泊者名			
食事	朝	晝	夕
健康状況			
施設管理			
備考			

(様式第五号) 図書貸与簿

(様式第六号)

年月日	書籍名	種別	所属氏名	貸与者	貸与責任者	年月日	貸与責任者	備考

貴所第 部研修生として入所するため左記期間宿泊を許可下さいますようお願いいたします

研修所宿泊願

記

昭和 昭和
年 年
月 月
日 日
食から
食まで
泊 食

鳥取県自治研修所長殿

所属職氏

名

印

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十一号
定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十一年四月六日

鳥取県教育委員会委員長 大島 高 藏

一日時 昭和三十一年四月六日 午前十一時

一 場所 鳥取県教育委員会 会議室

一 議題 定例報告

鳥取県教育委員会告示第二十二号

昭和三十一年四月一日から県立米子図書館に、次のとおり分館を設置した。

昭和三十一年四月六日

鳥取県教育委員会

設置する分館

分館名

位 置

県立米子図書館
境港分館

境港市上道町八四六番地

人事委員会規則

職員の特務勤務手当の支給に関する規則をここに公布する。

昭和三十一年四月六日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 藏

鳥取県人事委員会規則第五号

職員の特務勤務手当の支給に関する規則

職員の特務勤務手当の支給に関する規則（昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第十四号）の全部を改正する。

（この規則の目的）

第一条 この規則は、職員の特務勤務手当に関する条例

（昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号。以下「条例」という。）第十二条、第十三条及び第十八条の規定に基づき、職員の特務勤務手当（以下「手当」とい

う。）の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（伝染病防疫作業従事職員の手当）

第二条 伝染病防疫作業従事職員に対する条例第六条各号の規定の適用については左の各号に定めるところによる。

一 条例第六条第一号の規定は、コレラ、ペスト（ペスト菌保有ねずみを含む。）、痘そう、流行性脳脊髄膜炎、発しんチフス、日本脳炎、黄熱及び家畜の炭そ、鼻そ、狂犬病、流行性脳炎、野と病の発生現地における防疫作業、直接検診、患家又は患畜の消毒等の作業に従事したときとする。

二 条例第六条第二号の規定は、腸チフス、パラチフス、赤痢（疫痢を含む。）及び家畜の結核病、豚丹毒、ブルセラ病、破傷風、伝性貧血、口てい疫の発生現地における防疫作業、直接検診、患家又は患畜の消毒等の作業に従事したときとする。

三 条例第六条第三号の規定は、し、よう、紅熱、チフテ

リヤ及び家畜のかいせん、出血性敗血症、牛の放射状菌病の発生現地における防疫作業、直接検診、患者又は患者の消毒等並びに検病のための戸口調査及び特に伝染病発生のおそれある場合の防疫作業に従事したときとする。

(結核患者看護業務従事職員の手当)

第三条 結核患者看護業務従事職員の手当は、割り振られた勤務時間中における勤務が四時間未満のときは十二円とする。

(細菌検査業務従事職員の手当)

第四条 細菌検査業務従事職員に対する条例第十一条第二項第一号の規定は、第二条第一号に規定する伝染病、条例第十一条第二項第二号の規定は、第二条第二号及び第三号に規定する伝染病の病原菌の培養、検鏡等の業務又はその補助業務に従事したときに適用する。

2 前項の業務に従事した時間が、一日につき四時間未満のときの手当は、条例第十一条第二項各号に定める

額に百分の五十を乗じた額とする。

(医療従事職員の級の区分)

第五条 医療従事職員に対する条例第十二条第二項の級の区分は、次のとおりとする。

- 一級 中央病院の院長
- 二級 中央病院の副院長
- 三級 保健所長、衛生研究所長及び中央病院の医長
- 四級 中央病院、保健所及び職員診療所の医師

(速記事務従事職員の級の区分)

第六条 速記事務従事職員に対する条例第十三条第二項の級の区分は、次のとおりとする。

- 一級 日本速記協会の施行する速記技術検定試験（以下「検定」という。）においてA級に合格した者又はこれと同等以上の技術を有すると人事委員会が認定した者
- 二級 検定においてB級に合格した者又はこれと同等以上の技術を有すると人事委員会が認定した者
- 三級 一級又は二級に該当しない者

(船舶乗組職員の手当)

第七条 船舶乗組職員の漁獲手当は、一航海ごとに当該航海における漁獲高から左の各号に定める経費を差し引いた額を基礎として計算するものとする。

- 一 試験船については、燃料費、市場手数料、氷及び魚箱代
- 二 実習船については、市場手数料及び氷代

(教育職員の手当)

第八条 教育職員の面接指導手当及び兼務手当については、面接指導又は授業を行った時間が一時間に充たない場合又は一時間をこえている場合においてその時間が、当該学校において通常一時間の面接指導又は授業の時間と定められている場合においては、これを一時間とみなして定められた額を支給する。

(発電所建設作業従事職員の手当)

第九条 発電所建設作業従事職員の手当は、職員が左の各号に定める場所において、調査、測量又は工事の監督に従事したときに支給する。

一 傾斜三十度以上の水圧鉄管の内部

二 深さ五米以上のたて杭の内部

三 トンネルの内部

四 高さ三十米以上のえん堤

五 四十五度以上の傾斜地で標高差三十米以上の箇所
2 前項の作業に従事した時間数は、その計算期間の全時間数によつて計算し、この場合において一時間未満の端数を生じたときは、その端数が三十分以上るときは一時間とし、三十分未満のときは切り捨てる。

(支給の手續)

第十条 所属長は、その所属する職員に対し、特殊勤務を命じたときは、手当が月額で定められている場合を除き、特殊勤務実績簿（別記様式第一ないし様式第十）に所要事項を記入し、これを保管しなければならない。

(支給の方法)

第十一条 手当は月の一日から末日までを計算期間とし、月額で定められた手当は、その計算期間における給料の支給期日に、その他の手当は、一の計算期間の分を

次の計算期間における給料の支給期日までに支給する。但し、月額で定められた手当以外の手当について勤務実績の報告がおくれない場合は給料の支給期日までに支給することができないときは、給料の支給期日後において支給することができる。

2 月の中途において月額の手当を受ける職に採用された場合並びに月額の手当を受けていた職員が月の中途において、月額の手当を受けない職に異動した場合、休職又は停職となつたため職務に従事しなかつた場合及び法律又は職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第五号）第二条の規定に基づき、引続き三十日以上職務に専念する義務を免除された場合における手当は、その月の現日数を基礎として日割によつて計算した額とする。

3 前各項に規定するもののほか、手当の支給に関しては、職員の給与の支給に関する規則（昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第三号）第三条から第七条までの規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年四月一日から適用する。

様式第 1

日	曜	所属長印	直接監督者印	手 当 の 区 分	所 属 部 課		職 名	給 料 (級 号)	氏 名	備 考			
					課	部							
1													
2													
30													
31													
計					条例第4条第1号	第2条	日	1日につき給料月額 1/25の50/100	円	合計	円	支給額	円

備 考

- 1 所属長とは、本庁にあつては課長、解にあつては解長をいう。
- 2 直接監督者とは、本庁にあつては係長、解にあつては解の課長又は係長をいう。
- 3 手当の区分とは、条例第4条各号の区分をいう。
- 4 所属長は、必要に応じてこの様式に所要の事項を加え又は縦書とすることができる。

様式第 2

(月分)				所属 部課	職 名	氏 名	区分	担当者印	備考
傳染病防疫作業従事職特殊勤務実績簿									
日	曜	所属長印	直接監督 者	傳染病発生の場所	傳染病の種類	手 当 の 区 分			
1									
2									
30									
31									
計		条 例 第 6 条 第 1 号		日	1 日 に つ き	4 8 円	円		
		" 第 2 号		日	"	3 6 円	円	合 計	
		" 第 3 号		日	"	2 4 円	円	円	

- 備考 1 所属長とは、本庁にあつては課長、廳にあつては廳長をいふ。
- 2 直接監督者とは、本庁にあつては係長、廳にあつては廳の課長又は係長をいふ。
- 3 手当の区分とは、条例第6条各号の区分をいふ。
- 4 所属長は、必要に応じてこの様式に所要の事項を加え又は縦書とすることができる。

様式第 3

(月分)				所属 部課	職 名	給 料 (級 号 円)	氏 名	備考
土地区画整理従事職員特殊勤務実績簿								
日	曜	所属長印	直接監督 者	手 当 の 区 分	従事者印	備		
1								
2								
30								
31								
計		条 例 第 8 条 第 1 号		日	1 日 に つ き	給 料 月 額	1 / 25 の 40 / 100	円
		" 第 2 号		日	"		50 / 100	円
								合 計
								円

- 備考
- 1 所属長とは、本庁にあつては課長、廳にあつては廳長をいふ。
- 2 直接監督者とは、本庁にあつては係長、廳にあつては廳の課長又は係長をいふ。
- 3 手当の区分とは、条例第8条各号の区分をいふ。
- 4 所属長は、必要に応じてこの様式に所要の事項を加え又は縦書とすることができる。

様式第4

（ 月分 ）		エックス線業務従事職員特殊勤務実績簿		所属 部課	職 名	氏 名				
日	曜	所属長印	直接監督 者	エックス線取扱回数		従事者印	備 考			
				透視	治療、直接又は 間接撮影					
1										
2										
30										
31										
計		条例第9条第2項第1号 " 第2号		回	1回につき2円	円	合計	円	支総額	円

備考

- 1 所属長とは、本庁にあつては課長、障にあつては障長をいふ。
- 2 直接監督者とは、本庁にあつては係長、障にあつては障の課長又は係長をいふ。
- 3 所属長は、必要に応じてこの様式に所要の事項を加え又は縦書とすることができる。

様式第5

（ 月分 ）		結核患者看護業務従事職員特殊勤務実績簿		所属 部課	職 名	氏 名		
日	曜	所属長印	直接監督 者	勤務時間		従事者印	備 考	
				勤務	時間			
1								
2								
30								
31								
計		条例第10条第2項 規則第3条		日	1日につき24円	円	合計	円

備考

- 1 所属長とは、鳥取県立中央病院長をいふ。
- 2 直接監督者とは、鳥取県立中央病院の主任看護婦をいふ。
- 3 所属長は、必要に応じてこの様式に所要の事項を加え、又は縦書とすることができる。

様式第 6

(月分)				所属 部課	職 名	氏 名	備 考
細菌検査業務従事職員特殊勤務実績簿							
日	曜	所属長印	直接監督 者	手 当	の 区 分	従事者印	備 考
1							
2							
30							
31							
計		条例第11条第2項第1号		日 1日につき 36円			円
				日 "	18円		円
				日 "	24円		円
		第2号		日 "	12円		円
				合計			円

- 備考 1 所属長とは、本庁にあつては課長、麻にあつては麻長をいふ。
- 2 直接監督者とは、本庁にあつては係長、麻にあつては麻の課長又は係長をいふ。
- 3 手当の区分とは、条例第11条第2項各号の区分をいふ。
- 4 所属長は、必要に応じてこの様式に所要の事項を加え、又は総書とすることができる。

様式第 7

(月分)				所属 部課	職 名	氏 名	備 考
船舶乗組職員特殊勤務実績簿							
日	曜	所属長印	乗組 船舶名	航海勤務場所	航海手当の区分	漁獲手当支給額	従事者印 備 考
1							
2							
30							
31							
計		条例第15条第3項第 号		日 1日につき	円	円	円
		条例第15条第5項		日		円	円
				合計			円

- 備考
- 1 所属長とは、本庁にあつては課長、麻にあつては麻長をいふ。
- 2 航海手当の区分とは、条例第15条第3項各号の区分をいふ。
- 3 漁獲手当支給額とは、条例第15条第5項の規定による支給額をいふ。
- 4 所属長は必要に応じて、この様式に所要の事項を加え、又は総書とすることができる。

様式第 8

（月分）		所属 学校名	職 名	氏 名					
教育職員特殊勤務（添削）実績簿									
日	曜	学校長印	添	削	通	数	従事者印	備	考
1									
2									
30									
31									
計	条例第16条第3項		通	1件につき	20円	円	支総額	円	

備考

- 1 添削回数とは、通信1通の添削につき1通の割合によるものとする。
- 2 学校長は必要に応じてこの様式に所要の事項を加え、又は縦書とすることができる。

様式第 9

（月分）		所属 学校名	職 名	氏 名							
教育職員特殊勤務（面接指導乗務）実績簿											
日	曜	学校長印	面接又は乗務時間	勤	務	の	区	分	従事者印	備	考
1											
2											
30											
31											
計	条例第16条第5項		時間	1時間につき	50円	円					
	〃 第7項第1号		時間	〃	50円	円					
	〃 第2号		時間	〃	40円	円					
						支総額	円				

備考

- 1 勤務の区分とは、条例第16条第5項および同条第7項各号の区分をいふ。
- 2 学校長は必要に応じてこの様式に所要の事項を加え、又は縦書とすることができる。

(月分)		所属		職名		氏名		備考	
送電所建設作業従事職員特殊勤務実績簿		所属	課	職名	氏名	従事者印	備考		
日	曜	所属長印	直接監督者	特殊勤務時間数	作業の区分	従事者印	備考		
1									
2									
30									
31									
計	条例第17条第2項	時間	1時間につき	18円	円	支総額	円		

備考

- 1 所属長とは、本庁にあつては課長、廠にあつては解長をいう。
- 2 直接監督者とは、本庁にあつては係長、廠にあつては廠の課長又は係長をいう。
- 3 作業の区分は規則第9条各号の区分をいう。
- 4 所属長は必要に応じ、この様式に所要の事項を加え又は総書とすることができる。

鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

昭和三十一年四月六日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第六号

鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部を

改正する規則

鳥取県人事委員会事務局組織規則(昭和二十六年鳥取県
人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「主事」の次に「主事補」を加える。

第三条中「雇」を「主事補及び雇」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年四月一
日から適用する。